

# 学生会館使用内規

(平成15年3月12日制定)

## (施設)

第1条 学生会館には、学友会室、クラブ部室および宿泊所を置く。

## (使用者)

第2条 学生会館を使用できる者は、大垣女子短期大学学生、教職員および大学が認めた者とする。

## (使用時間等)

第3条 使用時間は、午前9時00分より午後7時00分までとする。

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日およびその他大学が特別に指定する期日は、原則として使用できない。

2 合宿等で宿泊所を使用する場合は、前項以外にも使用することができる。

## (宿泊所)

第4条 宿泊所の使用を希望するクラブ・部および団体等は、原則として7日前までに行事計画書を学生支援課へ提出し、許可を得なければならない。

## (クラブ部室)

第5条 クラブ部室の使用については、別に定める「クラブ部室の使用に係る取扱い」によるものとする。

## (遵守事項)

第6条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外に使用しない。また又貸しはしない。
- (2) 使用時間を厳守する。
- (3) 火気の使用は認めない。
- (4) 盗難には十分注意する。
- (5) 他の使用者や近隣の住民に迷惑をかける行為をしない。
- (6) 使用後は、責任もって室内を清掃、施錠し、使用前の状態に復すこと。
- (7) 施設・設備および備品の破損・紛失等は必ず学生支援課に届け出ること。故意または重大な過失による場合には、使用者に弁償せざることがある。
- (8) 合宿においては、顧問等指導教員の指示に従うこと。

## (使用許可の取消)

第7条 遵守事項を守らないとき、および大学の都合により使用許可を取り消すことがある。

## (主管)

第8条 学生会館の主管は学生支援課とする。

第9条 この内規に定めなき事項については学長が決する。

## 附 則

1. この内規は、平成15年4月1日から施行する。
2. この内規の改廃については、教授会の意見を徵し、理事会が決定する。